

# 登記相談予約制のお知らせ

秋田地方法務局では、登記相談（登記申請書の書き方や必要な添付書類に関するもの）を希望されるお客様に待ち時間なくご利用いただけるよう、予約制により実施しております。

登記相談の取扱い時間につきましては、法務局（登記所）により異なりますので、相談を希望されるお客様は、事前に電話等で予約の上、来庁願います。

## 【予約の申込み先】

秋田地方法務局登記部門	018-862-1174
同 能代支局	0185-54-4111
同 本荘支局	0184-22-1200
同 大館支局	0186-42-6514
同 大曲支局	0187-63-2100

※予約の電話の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

## 【お知らせ】

- 1 予約の空き状況等は、上記にお問い合わせください。また、その際、お名前・連絡先の電話番号及び相談の内容をお知らせください。
- 2 相談は、申請人本人又はその親族（会社等は自社）の方に限らせていただきます。関係する書類等をご持参ください。
- 3 相談時間は、20分以内とさせていただきます。
- 4 不動産登記及び会社・法人登記に関して、お客様自身が判断すべき法律判断を伴う相談は、お受けできません。
- 5 登記相談は、お客様が作成された登記申請書の内容を審査するものではありません。また、相談員が登記申請書及び添付書類等を「作成」することはできません。
- 6 予約時間に間に合うように登記窓口までお越しください。  
なお、予約時間から10分以上遅れた場合には、予約が取り消されたものとして取り扱い、改めて予約が必要となります。  
おって、予約当日来庁できない場合や予約時間に遅れる場合には、御連絡をお願いします。
- 7 会社・法人登記の相談は、秋田地方法務局(本局)登記部門のみでの取扱いとなりますので、御注意願います。



## 【登記の申請を検討されている方へ】

登記の申請は、司法書士などの資格者代理人に委任するか、又は申請人ご自身が行うことができます。

申請人ご自身で行う場合、その種類によっては、内容が複雑なもの、多くの証明書等を必要とするもの、測量の技術を必要とするもの、地積測量図等の作成などがあり、相当の労力と時間を要する場合があります。

このような場合は、**司法書士**や**土地家屋調査士**に申請手続を委任して行うことができます。

なお、ご自身で登記の申請をされる場合で、登記の申請書の作成方法等が分からない場合は、法務局で相談に応じますが、登記申請書はご自身で作成していただくこととなりますので、あらかじめ御了承願います。

### ★ご自身でされる方は、次の注意事項を必ずお読みください。

- ① 登記の申請をご自身でされる場合は、ご自身で登記申請書を作成の上、必要な添付書類とともに、管轄の法務局（登記所）に提出してください。  
登記の申請に関しご不明な点があれば、お近くの法務局（登記所）で相談することができます。  
**登記相談は予約制**としておりますので、事前に電話等で相談日時を予約願います。なお、予約状況により、御希望の日時に相談をお受けできない場合がありますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 相談される際は、次の書類を準備された上でお越しいただくと、より具体的に相談に応じることができますので、御協力願います。
  - ・**不動産（土地・建物）**  
登記申請の対象となる不動産の登記事項証明書（又は要約書）、登記済証（権利証）、申請に必要とされる提出書類（添付書類）
  - ・**商業・法人（会社等）**  
登記申請の対象となる会社・法人の定款等及び登記事項証明書（又は要約書）、申請に必要とされる提出書類（添付書類）なお、秋田県内における商業法人登記申請については、秋田地方法務局（本局）登記部門のみでの取扱いとなりますので、御注意願います。
- ③ **登記申請書の様式等については、法務局のホームページ**で御覧になることができます。
- ④ 司法書士や土地家屋調査士などの資格をお持ちでない方が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合がありますので、御注意願います。